企画競争説明書

業務名称:

タイ国トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト

調達管理番号: 20a00344

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件
- 注)本案件のプロポーザルの提出方法は、「電子データ (PDF)」を基本とします。 詳細については「第1 企画競争の手続き 7. プロポーザル等の提出」を ご確認ください。

2020年9月9日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年9月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:タイ国トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト (契約時には、「タイ国トンネルプロジェクト監理能力向上プロジェクト」 に変更予定。)
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:
 - ()「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理 します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してくだ さい。
 - (〇)<u>「事業実施・支援業務用」契約約款を適用</u>します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、<u>本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用</u>した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間(予定): 2020年12月 ~ 2024年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額 を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認します。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月目以降):契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月目以降):契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月目以降):契約金額の10%を限度とする。

4 窓口

【選定手続窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 - 2 5 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部 契約第一課 角河 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

【事業実施担当部】 社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「タイ国トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号:19a00620)の 受注者(株式会社アイコンズ)及び同案件の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

<u>共同企業体の結成を認めます。</u>ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者 印又は社印を押印してください。

コロナウイルス感染拡大に起因する在宅勤務等により代表者印又は社印の押印が困難な場合は、プロポーザル格納完了メールを送付いただく際に、その旨記載のうえ、共同企業体構成員を含む各社の責任者にも cc を入れて送付ください(この際、各社の責任者につきましては、本文内に役職とお名前を明記ください)。共同企業体結成届(1枚)への各社押印の取得が困難な場合は、代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意としますが、組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付け、プロポーザルと合わせて格納してください。

なお、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2020年9月18日(金) 12時
- (2)提出先:上記「4. 窓口 【選定手続窓口】」
 - 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
 - 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と してお断りしています。
- (3)回答方法: 2020年9月28日(月)までに当機構ウェブサイト「調達情報」 に回答を掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2020年10月9日(金)12時
- (2)提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jpへ送付願います。 (件名:「提出用フォルダ作成依頼 (調達管理番号) (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務 期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したと き

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.iica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/quotation.html)

1)「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積書を作成して下さ

い。

- 2) 以下の費目については、別見積としてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
 - ① 本邦研修にかかる経費
 - 「第3 特記仕様書案 6.業務の内容 (7)本邦研修の実施 | 参照
 - 見積書上の費目:国内業務費-技術研修費
 - 「国内業務費-技術研修費」以外の費目(例:報酬)については、本見積にて計上してください。
 - ② <u>ウィズ・コロナ/ポスト・コロナ時代におけるイノベーティブな提案</u> に係る経費

(ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。)

- 「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (14) COVID-19の影響」参照。
- 見積書上の費目:一般業務費・再委託費における該当費目
- ③ 本業務遂行に必要な資機材の購入費・輸送費

(プロポーザルにて資機材の購入を提案する場合のみ。)

- 「第4 業務実施上の条件 5. 資機材の調達」参照。
- 見積書上の費用:機材費
- 3)以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。 <該当費目なし>
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) THB1=3.34909 円
 - b) USD1=105.013 円
 - c) EUR1=123.448 円
- 5) その他留意事項

<特記事項なし>

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/山岳道路計画

b)トンネル計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

<u>約 39.0 M/M</u>

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位 以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権 者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2. 25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0 点

(3)契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1)競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加

算。

- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封 し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2020年11月6日(金)</u>までに<u>プロポー</u>ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
 - *4、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申込受付後にあらためてご連絡します。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報

- ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に 規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザルの報酬
 - プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
 - 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」

>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」

>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index since 201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:道路計画及びトンネル設計に関する各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいまでを目途)現地への渡航は難しい可能性も考えられるところ、現地業務開始が 2021年4月以降になった場合に、現地業務開始前に実施可能な国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、下記の制限ページ数の対象外とします。

- 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)の適用を認めま す。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドライン の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/山岳道路計画(2号)
- トンネル計画(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者/山岳道路計画)】

- a) 類似業務経験の分野:山岳道路計画に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:全世界
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 トンネル計画】

- a) 類似業務経験の分野: <u>トンネル計画または設計に関する各種業務</u>
- b) 対象国又は同類似地域:全世界
- c) 語学能力: 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の 技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、 副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専 任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6)通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。た だし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材 の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分 の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、 当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション 能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写 しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の 実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等について<u>プレゼンテーションを求</u> めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細については、あらためてご連絡します。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	四	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1	0)
(1)類似業務の経験	6	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	2	ļ
2. 業務の実施方針等	(4	0)
(1)業務実施の基本方針の的確性	1	8
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	1 8	
(3)要員計画等の妥当性	2	1
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	_	_
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5	0)
	(3	4)
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力:	(27)	(11)
<u>業務主任者/山岳道路計画</u> ア)類似業務の経験	1 0	4
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	5	2
エ)業務主任者等としての経験	5	2
オ)その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力:副業務主任者/○○○○	(—)	(11)
ア)類似業務の経験	_	4
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	1
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	2
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ)業務管理体制	_	5
(2) 業務従事者の経験・能力 : トンネル計画	(1	6)
ア)類似業務の経験	8	3
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2	2
ウ)語学力	3	3
エ)その他学位、資格等	3	3

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者が(業務管理グループを提案する場合には、業務 主任者又は副業務主任者が、もしくは両者が共同で)行ってください。

なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者 又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。

- 1. 実施時期: <u>2020 年 10 月 15 日(木) 14:00~16:00</u> (各社の時間は、プロポーザル受領後、別途指示します。)
- 2. 実施場所: 当機構本部 (麹町)
 - 注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkype 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡します。

3. 実施方法:

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3)海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a)電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議 競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインター ネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続の トラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - 注)当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている**「脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクトの背景

タイは 1 人当たりの GNI が 6,610 米ドル(2018 年、WB)となり中所得国に分類されるが、中央地域の一人当たり GRP28.0 万バーツ(2017 年、Thailand National Economic and Social Development Plan 2017-2021)に対して北東地域では 7.4 万バーツ(2017 年、Thailand National Economic and Social Development Plan 2017-2021)と地域間経済格差は非常に大きく、バンコク周辺地域と地方部との格差是正が大きな開発課題となっている。

また、タイにおける道路を使用した旅客輸送と貨物輸送の割合はそれぞれ 84%、88%と高く(2017 年、タイ運輸省 交通政策・計画局(Office of Transport and Traffic Policy and Planning, Ministry of Transport))、道路は重要な交通インフラの一つに位置付けられている。

主要な都市を結ぶ国道の大部分では中央分離帯を有する片側三車線以上の走行しやすい道路が整備されている一方で、北部及び西部の山岳地帯では急カーブや急勾配の連続する片側一車線の走行しにくい国道が多く、円滑かつ安全な旅客輸送および貨物輸送のためには道路の改良等が必要とされている。

タイの開発に係る上位政策である「第 12 次国家経済社会開発計画(2017 年~2021年)」や、運輸省国道局(Department of Highways: 国道局)が作成した「都市間高速道路開発マスタープラン(2017 年~2036 年)」において、道路の新規整備や既存道路の改良が謳われている。同マスタープランでは約2兆バーツ(約6.5兆円)を投資して約6,600kmの出入制限を有する自動車専用道路網の整備計画が立案されている。その中には山岳地帯の主要な都市を自動車専用道路で結ぶ路線も含まれ、良好な線形を確保するために複数の山岳道路トンネルが計画されており、延長10kmを超える長大トンネルの構想も含まれている。

一方、タイにおける山岳トンネルのプロジェクト監理の経験は、鉄道トンネルや 水路トンネルにおいて有しているものの、大断面と非常用施設が必要とされる山岳 道路トンネルの経験は有しておらず、現在、計画されている山岳道路トンネル事業 の着実な実施の為には、その調査・計画・設計、施工監理及び維持管理の能力向上 が必要となっている。

このような状況の下、トンネル案件監理能力の向上を図るために、タイ政府は我が国に対して「トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」と呼ぶ)の実施を要請した。2020年9月、JICAと同国運輸省 (Ministry of Transport: MOT) は、本プロジェクト実施にかかる討議議事録 (Record of Discussions: R/D) に署名する見込み。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名 トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト

(2)対象地域 タイ全土

(3) 実施体制

実施機関:国道局

(4)受益者

① 直接受益者:国道局 ② 最終受益者:タイ国民

(5) プロジェクト期間 2020年12月~2024年11月(48カ月)

(6) 上位目標

国家政策の一環として計画されている国道及び高速道路の整備に係る山岳道路トンネル建設事業の案件形成及び監理が国道局によってなされる。

(7) プロジェクト目標

山岳道路トンネル事業の案件監理に係る基盤が国道局内に構築される。

指標 1: 国道局がトンネル建設を担当する職員を××名以上、任命する。

指標 2: 本プロジェクトによって作成された基準及ガイドラインに基づいて、山岳道路トンネル案件(調査及び設計)が××件以上、計画される。

(8) 期待される成果

成果 1: 国道局のトンネル事業に係る人員の任命、組織の設立及び所掌事務の 設定がされる。

成果 2: 国道局において山岳道路トンネル事業の案件監理に対する理解が深まる。

成果3:国道局の山岳道路トンネルに係る調査能力が向上する。成果4:国道局の山岳道路トンネルに係る設計能力が向上する。

(9)活動の概要

【成果1に係る活動】

活動 1-1: 国道局の組織構造及び所掌事務をレビューする。

活動 1-2: 国道局内で山岳道路トンネル事業を所掌するのに最も適した部署

を特定し人員を配置する。

活動 1-3: 山岳道路トンネル事業を所掌する部署の所掌事務を設定する。

【成果2に係る活動】

活動 2-1: 山岳道路トンネル事業の案件監理のサイクルを明確にする。

活動 2-2:案件監理のサイクルを考慮した山岳道路トンネル整備事業計画を

作成する。

活動 2-3: 山岳道路トンネルの建設に係る監督検査要領(案)、契約変更要領(案)及び維持管理手順書(案)を作成する。

【成果3に係る活動】

活動 3-1: 山岳道路トンネルの調査マニュアル(案)を作成する。

活動 3-2: 山岳道路トンネルの調査業務に係る共通仕様書(案)を作成する。

活動 3-3: 山岳道路トンネルの調査業務に係る積算解説資料を作成する。

活動 3-4: 山岳道路トンネルの調査のためのパイロットスタディサイトを選

定する。

活動 3-5: 山岳道路トンネルの調査のためのパイロットスタディを実施する。

【成果4に係る活動】

活動 4-1: 山岳道路トンネルの設計マニュアル(案)を作成する。

活動 4-2: 山岳道路トンネルの設計業務に係る共通仕様書(案)を作成する。

活動 4-3:山岳道路トンネルの設計業務に係る積算解説資料を作成する。

活動 4-4: 山岳道路トンネルの設計のためのパイロットスタディサイトを選

定する。

活動 4-5: 山岳道路トンネルの設計のためのパイロットスタディを実施する。

3. 業務の目的

タイ国「トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト」に関し、JICAがタイ側と締結した当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3.業務の目的」を達成するために、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1)日本側プロジェクト実施体制

本プロジェクトにおいては、日本側は発注者が別途派遣する長期専門家 1 名 (チーフアドバイザー。2021 年 6 月~2024 年 10 月に派遣予定)と本業務実施契約の業務従事者による体制とする。

受注者および本業務実施契約の業務従事者は、長期専門家と十分な情報交換、 意思疎通および調整を図ることとするが、本業務実施契約の業務主任者への指示 は監督職員が行うものとする。

長期専門家の主な業務は、以下のとおり。

- 本プロジェクト全体の総括・調整
- 成果1(国道局のトンネル事業に係る人員の任命、組織の設立及び所掌事務の設定がされる。)に関する業務

• 成果2(国道局において山岳道路トンネル事業の案件監理に対する理解 が深まる。)の一部に関する業務

長期専門家と本業務実施契約の業務従事者の役割分担は表1の通り。うち、◎ の業務については、主担当としてその活動に関する取りまとめまで行うことを想定している。また、○の業務については、取りまとめは行わないものの、活動自体は行うこととなる。

表1の通り、本業務実施契約の業務従事者は、成果3、4及び1、2の一部に 係る活動を中心に業務を担当する。

現地業務においては、本業務実施契約の業務従事者と長期専門家との間で、日常的にコミュニケーションを十分に取り、また定例の現地ミーティングの実施等によって、活動実施状況や進捗に応じた業務の進め方を確認および議論をしつつ、業務を実施すること。

表1 日本側プロジェクト実施体制

後 日本例プログェブト 矢旭体制				
	長期専門家	短期専門家		
本プロジェクトの活動	省庁推薦	本業務実施契約 の業務従事者		
	チーフアドバイザー	コンサルタント		
成果 1 国道局のトンネル事業に係る人員 務の設定がされる。	の任命、組織の	設立及び所掌事		
1-1 国道局の組織構造及び所掌事務をレビューする。	0	0		
1-2 山岳道路トンネル事業を所掌する 最も適した国道局内の部署の特定 と人員を選定する。	0	0		
1-3 山岳道路トンネル事業を所掌する 部署の所掌事務を設定する。	©	0		
成果 2 国道局において山岳道路トンネル事業の案件監理に対する理解が 深まる。				
2-1 山岳道路トンネル事業の案件監理 のサイクルを明確にする。	0	0		
2-2 案件監理のサイクルを考慮した山 岳道路トンネル整備事業計画を作 成する。	0	Ο		
2-3 山岳道路トンネルの建設に係る監督検査要領(案)、変更契約要領 (案)及び維持管理手順書(案)を作成する。	0	0		
成果3 国道局の山岳道路トンネルに係る調査能力が向上する。				

3-1	山岳道路トンネルの調査マニュア (案)を作成する。	0	0
3-2	山岳道路トンネルの調査業務に係 る共通仕様書(案)を作成する。	0	0
3-3	山岳道路トンネルの調査業務に係 る積算マニュアル(案)を作成する。	0	0
3-4	山岳道路トンネルの調査のための パイロットスタディサイトを選定す る。	0	0
3-5	山岳道路トンネルの調査のための パイロットスタディを実施する。	0	0
成果 4	国道局の山岳道路トンネルに係る	設計能力が向上	する。
成 果 4 4-1	国道局の山岳道路トンネルに係る 山岳道路トンネルの設計マニュアル (案)を作成する。	。設計能力が向上 ⁻ 〇	する。 ◎
	山岳道路トンネルの設計マニュアル (案)を作成する。		
4-1	山岳道路トンネルの設計マニュアル (案)を作成する。 山岳道路トンネルの設計業務に係	0	©
4-1	山岳道路トンネルの設計マニュアル (案)を作成する。 山岳道路トンネルの設計業務に係 る共通仕様書(案)を作成する。 山岳道路トンネルの設計業務に係	0	© ©

(2) タイ側実施体制、合同調整委員会 (JCC)

(「別紙1 実施体制図」も参照のこと。)

本プロジェクトのカウンターパート(C/P)は国道局である。国道局の最高責任者は局長(Director General)であり、その配下に副局長(Deputy Director General)が6名配置され、副局長と同格の技師長(Chief Engineer)が4名いる。

タイ側との事前協議の結果、タイ側の実施体制は以下のとおりであることが確認されており、プロジェクト・マネジャーが実質的な業務実施の中心的な役割となる。

- 合同調整委員会(Joint Coordinating Committee: JCC) 議長:
 国道局局長(Director General)
- 合同調整委員会(Joint Coordinating Committee: JCC) 副議長:
 国道局副局長(Deputy Director-General for Engineering)
- プロジェクト・ディレクター(Project Director):
 国道局計画・設計担当技師長
 (Chief Engineering for Location and Design)
- プロジェクト・マネジャー (Project Manager): 国道局国際道路協力課長

(Director, Bureau of International Highway Cooperation)

また、JCC の構成は以下のとおり。

- C/P (国道局)
- 本業務実施契約の業務従事者
- 長期専門家
- JICA
- 在タイ日本大使館
- オブザーバー:タイ国際開発協力機構 (Thailand International Cooperation Agency: TICA)

上記の JCC の他、各種基準類作成及びパイロットスタディ地選定にあたり、将来的には国道局内の道路関係部署の参画が必須であると考えられることから、関係するワーキンググループを立ち上げる予定としている。

(3) 本プロジェクトの実施範囲

本技術協力プロジェクトは、事業監理サイクル上で言えば、パイロットスタディ案件の工事発注図書(案)の作成を行うところまで技術的な助言を行うことを 想定している。

一方、次項(4)に述べる工事段階での設計変更の必要性と方法論を理解するためには、実務(工事の監督経験)を通じて学ぶことが有益である。パイロットスタディに要する期間は、事案毎の事情(例:タイ国 EIA の許認可状況、調査及び設計の進捗状況、事業実施に係る予算措置の状況等)に依存し、現時点で精度が高い見通しを行うことは困難であるところ、工事発注図書(案)の作成より後段の工事監理のプロセスは本技術協力プロジェクトの支援対象範囲に含めていないが、パイロットスタディに掛かる活動の加速や追加の可能性を検討し、状況によっては契約変更により対応する可能性があることには留意すること。

また、上述の観点から、パイロットスタディの実施サイト選定(下記(5)参照)においては、「事業の早期着手の可能性」を選定基準の1つとする必要がある。

(4) 工事実施段階での設計変更に対する理解の増進

山岳道路トンネル建設において、調査・設計段階でトンネル地山条件を精度高く把握することは一般に困難であり、工事受発注者間で適切に工事リスクの分担を行うためには、工事段階で地山条件の変化に伴い設計および工費変更を行うことが不可欠である。成果2に係る活動では、こうした設計変更の必要性の理解を増進させることに十分に配慮すること。

(5) パイロットスタディ

国道局はこれまでに山岳道路トンネル建設の案件監理の経験を有しておらず、限られた時間の中で効率的な能力開発を実施することが必要となる。そのため、本プロジェクトでは、活動の1つとして国道局が計画しているトンネル事業をパイロットスタディとして活用し、OJT を通じた技術移転を図ることを想定する。山岳道路トンネルは延長によってトンネル内に設置される諸設備の内容が大きく異なり、延長が短いトンネル(延長が数百メートル規模)では限られた設備のみが計画される。そのため、トンネル内に必要とされる諸設備の機能及び設置計画を学ぶためには、延長の長いトンネル(延長が2km程度)を計画する必要が

ある。他方、国道局は現時点では山岳道路トンネルの建設の経験が無いことを踏まえると、まずは入門として比較的延長が短いトンネル(延長が数百メートル程度)で早期に完工できるようなものについてもパイロットスタディを活用して計画を進める必要がある。

これらを踏まえて本プロジェクトで実施するパイロットスタディの方針を下 記のとおり国道局と合意している。

- ① 国道局が現在計画している東西経済回廊事業(The Intercity motorway Tak-Mae sod section)に係る山岳道路トンネルの Feasibility Study のうち、1件をレビューする
- ② 比較的延長の短いトンネル (延長が数百メートル程度) 又は中程度のトンネル延長 (延長が 1,000~2,000m 程度) 調査及び設計業務の 1~2 件の実施

パイロットスタディの実施に必要な費用については R/D に記載のとおり、全ての費用(調査経費、設計費及び入札図書作成費、等)は、タイ側が負担する方針であり、日本側は調査、計画及び設計に係る技術的助言を担うことを想定している。なお、本プロジェクト開始後、「表2 パイロットスタディ候補地」に記載のサイト以外に「事業の早期着手」に適当なパイロットスタディ候補地の提案がタイ側からあった場合は、同表のパイロットスタディ候補地と同列に扱い選定を進めることとする。

Project Name	No. of Tunnels	Tunnel Length	Tunnel Type	Status
The intercity motorway: Tak-Mae Sod section (M2 Motorway)	3	29.5km	Mountain Tunnel	Under feasibility study
The intercity motorway: Kanchanaburi – PhuNam Ron section (M81 Motorway)	1	2.0km	Mountain Tunnel	Completed feasibility study in 2017
National Highway 225	1	2.0 ~ 2.5km	Mountain Tunnel	Under Detailed Design (*1)
The Krabi bypass construction	1	2.0km	Cut and Cover	Completed feasibility study in 2014 (*2)
Satun – Perlis Highway Project	1	2.9km	Mountain Tunnel	Completed feasibility study in 2016

表2 パイロットスタディ候補地

*1: D/D alignment will be modified to incorporate a mountain tunnel *2: Structure type can be modified to a mountain tunnel

(6) 広報

プロジェクトの効果が広く知られることで、より多様なアクターがプロジェクト活動や成果に関与・参画し、プロジェクトのインパクトがより高まることを期待しているため、本プロジェクトの実施にあたっては、マニュアルの策定やOJTの実施、パイロットプロジェクト実施等の各種活動について、メディアを通じて発信し、現地関係者(民間企業を含む)向けのセミナーを積極的に開催することを想定している他、国道局のオフィシャル・サイトや年報(Annual Report)に活

動内容を掲載することも一案であると考えられる。

また、日本向けには、JICAのウェブサイトにおいてプロジェクトページを作成し、プロジェクトの動きを定期的に発信すること等を想定している他、「ODA見える化サイト」でも広報を行う。

(7) 執務室

R/D に記載のとおり、タイ側が国道局にてコンサルタントの執務室(机や椅子等の基礎的な備品を含む)を用意する予定である1。

(8) タイ側 C/P のオーナーシップ確保

本プロジェクトは、マニュアル類を策定することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

受注者は、タイ側 C/P 等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。特にパイロットスタディサイトの選定及び案件監理にあたっては、タイ側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら山岳道路トンネル事業の案件形成ができるようになることを念頭に置いた支援をする必要がある²。

また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したマニュアル類についてタイからの承認を得るだけでなく、研修やセミナーを通じた普及、及びタイ側 C/Pのトンネル事業実施の予算確保に向けた啓発活動も必要になる。これらの活動はコンサルタントが長期専門家と協力し、JCC 等を活用しながら、主体的に先方への働きかけを行うこと。

(9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(タイ側 C/P との合意文書の変更、本業務実施契約の契約変更等)を取ることとする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が JICA に事前に相談し、合意を得たうえで、タイ側 C/P との協議結果とともに、R/D 変更 3 のためのミニッツ(案)及び添付の PDM、PO の変更(案)を作成し、発注者に提出する。

(10)環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)において、本業務は環境や

¹ 執務室の賃貸料については、その費用を見積もりに含める必要はない。

² タイ側の主体性を高める支援内容についてプロポーザルで提案すること。

³ プロジェクト基本計画に関する事項 (R/D 本文及び PDM 記載項目:案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制) の変更を要する場合は、R/D の変更が必要。PO のスケジュール欄に記載の事項 (活動/投入スケジュール等) についてはプロジェクトレベルで修正・合意可能。

社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。しかしながら、パイロットスタディを実施するサイトの状況に拠っては今後、実施途上において環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される可能性があることから、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかに発注者に報告し、C/Pとの協議を行うこととする。この場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更、環境分野の専門家の追加を行うと共に、タイ国環境関連法規に基づき必要な措置を講じることとする。

(11)旧正月・ソンクラン

タイでは毎年4月13日~15日にソンクランと呼ばれる旧正月があり、その連休中とその前後約10日間において全国的に祭典が行われる。本邦研修の企画及び活動の実施にあたっては同期間を避ける等の配慮をすることとする。

(12) 通訳兼アシスタントの配置と技術基準類等の翻訳

本プロジェクトにおいては、通訳兼アシスタントの配置(タイ語ー英語、またはタイ語ー日本語)を想定している。配置に必要な経費は本見積に含めること。また、業務を通じて作成される技術基準類等については、英語版に加えてタイ語版を作成する。タイ語版の作成にかかる、タイ語への翻訳に必要な経費は本見積に含めること。

(13) パイロットスタディとタイの予算年度

成果3及び4に関する活動に係るパイロットスタディに必要な経費は、タイ側にて負担される。タイの予算年度は10月~翌年9月であり、前年度の1月にMOTがタイ財務省へ概算要求を行う。

パイロットスタディの実施に際しては、必要な予算が確保されるよう、C/P とタイムスケジュール等について綿密な調整を行うこと。

(14) COVID-19 の影響

2020 年 1 月からの COVID-19 の世界的な流行に伴い、日本及びタイ政府による両国への出入国について制限をする措置が講じられている。業務開始当初においては、タイへの入国が不可である可能性があるため、日本から遠隔(オンライン)での協議の実施等、対面に拠らない対応を想定する必要がある⁴。

また、タイにおいてもウィズ・コロナ/ポスト・コロナの社会・生活様式の変革が提唱されており、これらの動向を踏まえて本業務を実施していく必要がある。 5なお、本提案に係る費用は別見積とする。

6. 業務の内容

成果1~4に係る活動

.

⁴ 現時点では 2021 年 1 月以降にタイへの入国が可能となる想定としてプロポーザルを作成すること。

⁵ ウィズ・コロナ/ポスト・コロナ時代における本業務実施上のイノベーティブな提案があれば、 プロポーザルに記載をすること。

(1) ベースライン調査の実施

プロジェクト開始後数か月以内にベースライン調査を行い、国道局内で山岳道路トンネル事業を所掌する予定の部署の体制(人材およびその能力、資金)に係る現況レビューを行い、その結果(課題分析や仮設設定を含む)をまとめること。また、ベースライン調査の結果をふまえ、PDM上の指標数値の検討を行うこと。

(2) ワーク・プロセス案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、長期専門家とも適宜協議の上でワーク・プロセスの案を作成し発注者と共有する。

(3) ワーク・プロセスの確定

現地業務開始後にワーク・プロセス案をタイ側 C/P 等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワーク・プロセス案についての協議を行う。その際、R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち目標値が未設定でベースライン調査時に設定が可能な項目について設定する。ベースライン調査時に設定できない項目については、目標値の設定時期(ベースライン調査後等)についてタイ側と協議する。一連の協議を経て、必要に応じてワーク・プロセスを修正した上でタイ側と合意し、ワーク・プロセスを確定する。

(4) JCC 等の開催

以下の業務を行うべく、タイ側 C/P が主体となって、6 ヵ月に 1 回(必要に応じて追加の開催もありうる)の開催頻度を目途に JCC を実施する。

- PDM に基づき、ワーク・プロセスについて議論し承認する。
- 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じて PO や計画を修正する。
- プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。本業務実施契約の業務従事者は、JCCに参加すると共に、長期専門家や C/P と協力して会議資料等の作成を行うこと。

(5) C/P 職員及びワーキンググループメンバーの選定

プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネジャー、C/P 職員の配置については、R/D にて合意しているが、本プロジェクト開始時までに選任されていない場合は、速やかに選任されるよう、受注者からタイ側に働きかけを行うこと。

(6) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet (JICA 指定様式有。配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照)を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。

受注者は、6ヵ月に1度を目途に、JCC等での議論もふまえながら C/P、長期専門家と共同で Monitoring Sheet を作成し、C/P の承認を得た上で、JICA タイ事

務所及び監督職員に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合には PDM の変更について発注者に事前に提案・協議を行い、タイ側と協議すること。

(7) 本邦研修の実施

技術移転の一環として、プロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を、 以下のとおり実施することを想定している。⁶

- 実施回数:計4回(プロジェクト開始後 2021 年度~2024 年度 各年度に 1 回ずつ)
- 参加者数:1回あたり約10名
- 研修日数:1回あたり14日間程度(タイー日本の往復日数を含む)

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」は JICAが行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

- ① 研修カリキュラムの策定
- ② 研修受入先選定、内諾取付け
- ③ 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付け支援
- ④ 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ⑤ 研修の実施(経費精算を含む)
- ⑥ 研修成果の業務への活用促進

研修実施にあたっては、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認すること。

(8) 業務進捗報告書の作成

業務期間中に3回、成果、課題、教訓を含め業務進捗報告書に取りまとめる。 また、取り纏められた業務進捗報告書の内容をJCCで報告する。

(9) 事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し、実施運営上の工夫や課題・教訓を取り纏める。プロジェクト評価とともに、プロジェクト実施後のタイにおける道路アセットマネジメントの達成度評価についても併せて実施する。達成度評価手法については、発注者が 2019 年に実施した「道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査」にて検討され、引き続き道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて検討・改善が行われているので、評価時においては最新の評価手法を確認すること。この達成度評価を基に、プロジェクト終了後

 $^{^6}$ プロジェクト目標及び成果達成に必要と思われる研修先、研修内容、時期、期間等をプロポーザルで提案し、上記ガイドラインをよく参照した上で、必要な経費を見積書(別見積)に計上すること。内容詳細については、本プロジェクト開始後タイ側、長期専門家、JICA と協議の上、一部変更することを可とする。現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案すること。具体的な内容はプロジェク開始後に発注者との協議を経て確定する。

のタイにおける道路アセットマネジメントの定着に向けて解決すべき課題を整理し、道路アセットマネジメント定着に向けた今後の支援計画案を取り纏めること。事業完了報告書案をドラフトした段階でタイ側に説明し、合意を得た上で、JICA タイ事務所に提出すること。その後、発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCC で合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書を修正、確定する。しかし、事業完了報告書のドラフトについては、業務完了の約3か月前を目途として、余裕をもって提出することが望ましい。

(10) 広報活動の実施

パイロットプロジェクト実施等の各種活動についてメディアを通じて発信し、現地関係者(民間企業を含む)向けのセミナーを開催すること。国道局のオフィシャル・サイトや年報(Annual Report)に本技プロの活動内容を掲載するための原稿をドラフトし国道局と掲載について協議を行うこと。他に日本向けにJICAのウェブサイトにおいてプロジェクトの動きを定期的に発信するため原稿をドラフトすること。

成果1に係る活動

(11) 国道局の組織構造及び所掌事務のレビュー

トンネル事業を所掌する組織の設立を念頭に、国道局の組織構造及び所掌事務のレビューを行う。

本レビューは、本プロジェクト実施の核となる組織設立に係るものであり、プロジェクトの成否に関わる重要事項となる。レビューの実施にあたっては国道局内の他部署の情報を広く収集するとともに、国道局に限らず他組織(Expressway Authority of Thailand: EXAT等)の組織構造及び所掌事務についても可能な限り把握すること。

(12) 山岳道路トンネル事業を所掌する最も適した国道局内の部署の特定と人員 の選定

上記(10)の結果を考慮して、国道局内に設立する山岳トンネル事業の案件 監理を行う部署の特定及び人員の選定の助言を行う。案件監理を行う部署は、計 画・設計担当技師長(Chief Engineer for Location and Design)の配下に設置され る可能性があるとの情報を詳細計画策定調査時に得ているが、上記(10)のレ ビュー結果を考慮してタイ側と検討を行うこと。

なお、本プロジェクト開始直後は、正式な承認手続を経た新設部署の設立は難 しいとの情報を詳細計画策定調査時に得ていることから、承認を了するまでの期 間は、既存部局内の暫定的なチームとして活動することを想定している。

また、人員の選定についても、技プロ開始直後から手続が完了するまでの期間において、被任命予定者は他部署との兼務等を想定する。また、本プロジェクト開始直後に設立された部署に配置される人員が全て選定される必要は無いと判断されるため、当面は、以下の専門性を有する、核となるメンバーのみにてプロジェクト活動を行う想定とする。

- ① 道路 (道路設計に関する事項を担当)
- ② トンネル (トンネル設計に関する事項を担当)
- ③ 構造 (構造工学に関する事項を担当)

- ④ 地質 (地質学に関する事項を担当)
- ⑤ 設備 (設備設計に関する事項を担当)
- ⑥ 技術基準 (山岳道路トンネルの技術基準に関する事項を担当)
- ⑦ 環境 (環境社会配慮に関する事項を担当)

(13) 山岳道路トンネル事業を所掌する部署の所掌事務を設定

上記(11)の結果を考慮して、山岳道路トンネル事業を所掌する部署の所掌 事務の設定を行う。

所掌事務の設定にあたっては、後述するパイロットスタディの実施に伴い設定された所掌事務が変更となる可能性があることから、所掌事務については柔軟に変更することとする。

成果2に係る活動

(14) 山岳道路トンネル事業の案件監理サイクルの明確化

山岳道路トンネル事業の案件監理に係る調査、設計、発注、契約、施工監理、 検査、維持管理の案件監理のサイクルを明確にする。なお、同サイクルの明確化 にあたっては、道路セクター以外の山岳トンネルの案件監理サイクルを確認し、 タイ国の実情を考慮するものとする。

(15) 案件監理のサイクルを考慮した山岳道路トンネル整備事業計画の作成

都市間高速道路(モーターウェイ)整備に関する 20 ヵ年計画(2017-2036 年) 及びその他のトンネル構想のレビューを行い、上記(13)にて明確にした山岳 道路トンネル事業の実施サイクルを考慮した、タイ国における山岳道路トンネル 事業の長期整備計画の作成に対する助言を行う。

(16) 山岳道路トンネルの建設、維持管理に係るマニュアル(案)の作成

山岳道路トンネルの建設に係る工事監督検査要領(案)および契約監理マニュアル(案)の検討・策定作業を行う。同要領(案)および同マニュアル(案)の作成にあたっては、設計および契約変更の意義、必要性とプロセスを国道局に対して説明するとともに、国道局及び長期専門家と情報共有、協議を十分に行い、円滑に両案の承認が行われるよう配慮する。併せて、維持管理段階の業務の流れを概説する維持管理手順書(案)を作成する。

成果3に係る活動

(17) 山岳道路トンネルの調査マニュアル(案)の作成

山岳道路トンネルの調査マニュアルの検討・策定作業を行う。同マニュアル 案作成にあたっては、国道局と情報共有、協議を十分行い、円滑に同マニュア ルの承認が行われるよう配慮する。また、必要に応じてタイ国の設計コンサル タント、大学、本邦の土木学会及びトンネル技術協会等に意見照会を行うこと とする。

(18) 山岳道路トンネルの調査業務に係る共通仕様書(案)の作成

山岳道路トンネルの調査業務を外部委託する際の共通仕様書案の検討・策定作業を行う。同仕様書案作成にあたっては、国道局と情報共有、協議を十分行い、円滑にマニュアル承認が行われるよう配慮する。また、同仕様書にはタイ

国の契約監理の思想等を可能な限り反映することとする。

(19) 山岳道路トンネルの調査業務に係る積算解説資料の作成

山岳道路トンネルの調査業務に係る積算解説資料の検討・策定作業を行う。 同解説資料作成にあたっては、国道局と情報共有、協議を十分行う。

(20) 山岳道路トンネルの調査のためのパイロットスタディサイトの選定 タイ側 C/P 及び長期専門家と検討の上、調査のためのパイロットスタディ 対象サイトを選定する。

(21) 山岳道路トンネルの調査のためのパイロットスタディの実施計画策定及び 実施

調査のためのパイロットスタディの実施計画を策定する。実施計画を策定する際は、タイ側 C/P の準備状況(予算の確保、発注図書の作成)について確認するとともに、許認可の取得が必要であればプロセスを整理し、許認可取得に係る支援を行う。

策定された実施計画に沿って、調査のためのパイロットスタディを実施する。

成果4に係る活動

(22) 山岳道路トンネルの設計マニュアル(案)の作成

山岳道路トンネルの設計マニュアルの検討・策定作業を行う。同マニュアル 案作成にあたっては、国道局と情報共有、協議を十分行い、円滑に同マニュア ルの承認が行われるよう配慮する。また、必要に応じてタイ国の設計コンサル タント、大学、本邦の土木学会及びトンネル技術協会に意見照会を行う。

(23) 山岳道路トンネルの設計業務に係る共通仕様書(案)の作成

山岳道路トンネルの設計業務を外部委託する際の共通仕様書案の検討・策定作業を行う。同仕様書案作成にあたっては、国道局と情報共有、協議を十分行い、円滑に同仕様書の承認が行われるよう配慮する。また、同仕様書にはタイ国の契約監理の思想等を可能な限り反映することとする。

(24) 山岳道路トンネルの設計業務に係る積算解説資料の作成

山岳道路トンネルの設計業務に係る積算解説資料の検討・策定作業を行う。 同解説資料作成にあたっては、国道局と情報共有、協議を十分行う。

(25) 山岳道路トンネルの設計のためのパイロットスタディサイトの選定

タイ側 C/P 及び長期専門家と検討の上、設計のためのパイロットスタディ対象サイトを選定する。基本的には調査のためのパイロットスタディサイトと同一のサイトとする。

(26) 山岳道路トンネルの設計のためのパイロットスタディの実施計画策定及び 実施

設計のためのパイロットスタディの実施計画を策定する。実施計画を策定する際は、タイ側 C/P の準備状況(予算の確保、発注図書の作成)について確認するとともに、許認可の取得が必要であればプロセスを整理し、許認可取得に

係る支援を行う。

策定された実施計画に沿って、設計のためのパイロットスタディを実施する。 パイロットスタディの内容としては、概略設計、詳細設計、発注図書(案)の 作成を含むものとする。

7. 報告書等

(1)報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。 これらの報告書等については、長期専門家や C/P と協働で作成を行うこと。 なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協 議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等	提出時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文3部
ワーク・プロセス	業務開始から約2か月後	和文 3 部 英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.1	契約締結後 監督職員と協議	英文 2 部 データ
Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
業務進捗報告書(1)	業務開始から 12 カ月後	和文2部
Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
Monitoring Sheet Ver.4	Ver.3 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
業務進捗報告書(2)	業務進捗報告書(1)から 12 カ月後	和文2部
Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
業務進捗報告書(3)	業務進捗報告書(2)から 12 カ月後	和文2部
Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
Monitoring Sheet Ver.8	Ver.7 提出の 6 カ月後	英文 2 部 データ
プロジェクト事業完了報告書 (PC/R)	2024年11月29日まで	和文 5 部 英文 13 部
※下記「(2)技術協力作成資 料」を添付して提出	(PC/R 案は最終 JCC 開催の 1 ヵ月前を目途として提出す	CD-R 6 枚

	ること。可能であれば業務 完了の3ヵ月程度前を目途 として提出するのが望ましい。)	
--	---	--

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R 等)の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

各報告書の記載項目(案)は、監督職員と業務主任者にて協議、確認する。

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して 読みやすいものとすること。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等 の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、 主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫す ること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいは その検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

(2)技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

(いずれも英語。C/P と協議の結果、マニュアル類について統合・分割することは問題ない。)

- ① 山岳道路トンネル工事監督検査要領 (建設編)
- ② 山岳道路トンネル調査マニュアル
- ③ 山岳道路トンネル設計マニュアル
- (4) 山岳道路トンネル共通仕様書 (調査編、設計編)
- ⑤ 山岳道路トンネル積算解説資料 (調査編、設計編、建設編)
- ⑥ 山岳道路トンネル研修教材
- (7) 山岳道路トンネル工事監督検査要領 (建設編)
- ⑧ 山岳道路トンネル契約変更要領
- ⑨ 山岳道路トンネル維持管理手順書

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に報告する。なお、タイ側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題(2ページ程度)
- ② 活動に関する写真(1ページ程度)
- 3 Work Breakdown Structure (WBS)
- ④ 業務従事者の従事計画/実績表
- ⑤ 貸与物品リスト

別紙1 実施体制図

Joint Coordinating Committee (JCC)

Chairperson

Director General, DOH Deputy Chairperson

Deputy Director-General for Engineering, DOH Members

- Representatives from counterpart
- JICA Experts

Observer

- Representative from TICA

Thailand side

- Project Director : Chief engineer for Location and Design ,DOH
- Project Manager : Director, Bureau of Office
 International Highways Cooperation, DOH 3. Other personnel
- 3. Other Counter Parts

JAPAN side

- 1. JICA Experts
- Staff of JICA Thailand
 Office
- Other personnel assigned by JICA
- 4. Embassy of Japan

Working Group (WG)

Chairperson (Project Director)

Project Director: Chief engineer for Location and Design,

Members

Representatives from counterpart member JICA Experts Related Other organizations staff Sub Working Groups will be established if necessary.

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本プロジェクトの R/D で合意された協力期間は 48 ヵ月間であり、本業務については、事前準備及び事後の取り纏め期間を加味し、2020 年 12 月の契約締結から 2024 年 11 月の履行期間終了までの約 48 ヵ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1)業務量の目途

合計 約 110M/M

(2)業務従事者の構成(案)

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者/山岳道路計画(2号)
- ② トンネル計画
- (3号)
- ③ トンネル設計(構造)
- ④ トンネル設計(設備)
- ⑤ トンネル積算(調査、設計)
- ⑥ トンネル地質調査
- ⑦ 契約監理(調査、設計、工事)
- ⑧ 研修企画
- ⑨ プロジェクトモニタリング/広報

3. タイ側からの便宜供与

便宜供与の詳細は当該プロジェクトに係る R/D 及び詳細計画策定調査報告書に記載のとおり。

4. 配布資料及び公開資料

(1)配布資料

- ① 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- ② 本プロジェクトの R/D
- ③ 技術協力プロジェクトにおける進捗管理

(2)公開資料

道路アセットマネジメントプラットフォーム

 (RAMP: Road Asset Management Platform) ウェブサイト
 https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html

• 全世界 道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・

確認調査報告書(2019年4月)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340188.pdf

• タイ王国 地方における橋梁基本計画作成・橋梁維持管理能力プロジェクト 報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615 122 12086955.html

• タイ王国「ノンタブリ1道路チャオプラヤ川橋梁建設事業」事後評価報告書(評価年度:2017年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017 TXXXII-2 4 f.pdf

• タイ王国「第2メコン国際橋架橋事業」事後評価報告書 (評価年度:2011年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011 T-GMS-1 4 f.pdf

• タイ王国「パッククレット橋及び付帯道路建設事業」事後評価報告書 (評価年度:2009年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009 TXXII-5 4 f.pdf

• タイ王国「産業環状道路建設事業」事後評価報告書

(評価年度:2009年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009 TXXII-4 4 f.pdf

• タイ王国「ワットナコンイン橋及び付帯道路建設事業」事後評価報告書 (評価年度: 2006年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006 TXXI-5 4 f.pdf

• タイ王国「地方幹線道路網改良事業」事後評価報告書

(評価年度:2008年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008 TXXV-1 4 f.pdf

• タイ王国「バンコク~チョンブリ道路建設事業」事後評価報告書 (評価年度:2005年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2005 TXVIII-4 4 f.pdf

タイ王国「東部外環状道路(国道9号線)改修計画」事後評価報告書 (評価年度:2018年度)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018 1161670 4 f.pdf

5. 資機材の調達

本業務に関する資機材調達は想定していないが、必要があると考える場合はその理由も付してプロポーザルにて提案すること。当該資機材の購入費・輸送費は 別見積にて計上すること。

なお、本業務実施のために本邦あるいは第三国から携行する受注者所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあたっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」「JICA輸出管理ガイドライン(業務受託者向け)」に基づいて行う。

6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、広報資材作成・啓発実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、 当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再 委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率 的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必 要経費を本見積にて計上すること。

なお、現地再委託にあっては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1)複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA タイ事務所や在タイ日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(2014 年 10 月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上